

公立大学法人高崎経済大学授業料等徴収規程

平成23年度

規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学学則（平成23年度規程第1号。以下「学則」という。）第57条及び高崎経済大学大学院学則（平成23年度規程第2号。以下「大学院学則」という。）第45条の規定に基づき、高崎経済大学（以下「本学」という。）の入学検定料、入学料、授業料及び博士学位論文審査料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第2条 本学において徴収する授業料等の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、学則第19条又は大学院学則第15条の再入学に係る入学検定料及び入学料については、別表第1に定める額の3分の1の額（当該額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、他の大学との協定において、入学料及び授業料又はこれに類する料金を互いに徴収しないこととした場合にあっては、当該協定に係る特別聴講学生の入学料及び授業料又はこれに類する料金は、徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず、大学院学則第6条の2の規定により、標準修業年限を超えて教育課程を履修することが認められた者から徴収する授業料の年額は、別表第1に規定する授業料の年額に大学院学則第6条第1項に規定する標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、履修することが認められた期間の年数で除した額とする。

(入学検定料の徴収)

第3条 入学検定料は、入学願書の提出の際に徴収する。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了する見込みの者で引き続き本学大学院の博士後期課程への入学を志願するものに係る入学検定料は、徴収しない。

(入学料の徴収)

第4条 入学料は、入学の手続の際に徴収する。ただし、特別の理由があると理事長が認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き本

学大学院の博士後期課程に入学する者に係る入学料は、徴収しない。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、一の学年において前期に科目等履修生として履修している者又は聴講生として聴講している者が引き続き後期に履修又は聴講することとなったときの入学料は、徴収しない。

(授業料の徴収)

第5条 各年度の学部及び大学院研究科の学生の授業料（以下この条及び第8条から第11条までにおいて単に「授業料」という。）は、年額を前期及び後期に区分し、前期分については4月、後期分については10月に徴収する。ただし、特別の理由があると理事長が認めたときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、学年の途中において入学する者の授業料のうち入学する日の属する期分については、当該入学する日の属する月に徴収する。ただし、学則第6条第2項及び大学院学則第4条第2項の規定により後期の始期が10月1日前に変更となった場合は、10月に徴収する。

- 3 第1項に定めるもののほか、復籍を許可された者の授業料については、復籍する学期の始期までに当該学期の授業料を徴収する。

- 4 第1項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期分の授業料を徴収するときに、当該年度の後期分の授業料を併せて徴収することができる。

- 5 授業料は、休学、停学及び出席の有無にかかわらず、徴収する。ただし、本学の都合による休業が前期又は後期の全期間にわたる場合及び休学が前期又は後期の全期間にわたる場合には、当該期分の授業料は、徴収しない。

(科目等履修生等に係る授業料の徴収)

第6条 科目等履修生、研究生、研修生及び聴講生に係る授業料は、理事長の定める期日に徴収する。

(博士学位論文審査料の徴収)

第7条 博士学位論文審査料は、博士学位論文の審査の申請を受理する際に徴収する。

(学年途中の入学者の授業料)

第8条 学年の途中において入学した者に係る授業料は、入学の日の属する期が後期の場合にあっては、当該学年の前期分の授業料は、徴収しない。

(学年途中の卒業等をした者の授業料)

第9条 学年の途中において卒業し、修了し、退学し、又は除籍された者に係る授業料については、当該卒業、修了、退学又は除籍の日の属する期が前期の場合にあっては、当該学年の後期分の授業料は、徴収しない。

(授業料及び入学料の減免等)

第10条 理事長は、経済的理由その他特別の理由により授業料及び入学料の納入が困難と認められる者又は特に必要があると認める者については、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 授業料の減免
- (2) 授業料の分割徴収
- (3) 授業料の徴収猶予
- (4) 入学料の減免
- (5) 入学料の徴収猶予

(授業料等の返還)

第11条 既納の授業料等は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申し出により、当該各号に定める額を返還することができる。

- (1) 入学検定料を納付した者が、出願手続きをしなかった場合 入学検定料の全部
 - (2) 大学がその者の出願を受理しないこととした場合 入学検定料の全部
 - (3) 入学料を納付した者が、入学手続きをしなかった場合 入学料の全部
 - (4) その他理事長が特別な理由があると認める場合 授業料等の一部または全部
- (委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会及び経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月12日第122号)

この改正は、平成23年12月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成23年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年10月10日第18号)

この改正は、平成24年10月10日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 12 日第 25 号）
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 14 日第 32 号）
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 13 日第 7 号）
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日第 107 号）
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 8 日第 27 号）
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 13 日第 7 号）
この改正は、平成 29 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日第 28 号）
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	授 業 料	入 学 料		入学検定料
		甲	乙	
学部学生	年 額 520,800円	141,000円	282,000円	17,000円
大学院研究科学生	年 額 520,800円	141,000円	282,000円	30,000円
科目等履修生	1 単位 9,500円	7,900円	15,900円	6,100円
研究生	月 額 14,000円		15,900円	
研修生	月 額 14,000円		15,900円	
聴講生	1 単位 9,500円	7,900円	15,900円	6,100円

別表第2（第2条関係）

博士学位論文審査料	50,000円
-----------	---------

備考

- 1 学部学生の項、大学院研究科学生の項、科目等履修生の項及び聴講生の項の入学料の甲欄は、入学の年の4月1日現在において引き続き1年以上高崎市に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がいる者に適用し、入学料の乙欄は、その他の者（大学院研究科学生の項については本学を卒業した者を除く。）に適用する。
- 2 大学院研究科学生の項の入学料の甲欄は、本学を卒業した者に適用する。